

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員出向規程

平成19年3月23日
規程第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号。以下「本学の就業規則」という。）第11条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）から本学以外の国立大学法人等（以下「出向先」という。）に出向する職員（以下「出向者」という）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在籍出向 本学に職員として在籍のまま、出向先の指揮命令のもとに、当該出向先においてその業務に従事することをいう。
- (2) 転籍出向 復帰を前提に本学の職員の身分を辞し、出向先の職員として、当該出向先においてその業務に従事することをいう。

(出向の取扱原則)

第3条 本学は、出向者の労働条件等が出向によって著しく不利益とならないよう配慮するものとする。

(労働条件等の説明)

第4条 本学は、出向者に対し、出向先、出向目的、出向期間、労働条件等を異動前に説明しなければならない。

(出向者の心得)

第5条 出向者は、出向目的を達成するため、出向先の指揮命令に従い、出向先の職員と協力し、誠実に職務を遂行しなければならない。

(在籍出向者の所属)

第6条 在籍出向者の本学における所属は、出向の前に在籍していた部署とする。

(出向の期間)

第7条 出向の期間は、原則として2年とする。ただし、業務上の都合等により延長又は短縮することができるものとする。

- 2 前項の期間は、本学の勤続年数に通算するものとする。

(出向の終了)

第8条 出向者が次の各号のいずれかに該当する場合は、出向を終了させるものとする。

- (1) 出向期間が満了した場合
- (2) 出向期間中に退職する場合
- (3) 出向先の就業規則による停職、諭旨解雇、懲戒解雇及び休職に相当する事由に該当した場合
- (4) その他本学が特に必要と認めた場合

(在籍出向者の服務等)

第9条 在籍出向者の出向先における服務規律、労働時間、休日、休暇等の労働条件については、本学において特に定めた事項以外は、出向先の就業規則に従うものとする。

(懲戒等)

第10条 出向者を解雇又は懲戒の事由により、第8条の規定によって復帰させ、本学において解雇又は懲戒とする場合は、出向先における当該事由を本学の就業規則第20条又は第36条に定める事由とみなす。

(給与)

第11条 出向者の給与は、出向先の給与規程等の定めるところにより、出向先が支給するものとする。

(安全衛生)

第12条 出向者の健康管理その他の安全衛生の管理は、出向先が行うものとする。

(共済組合等)

第13条 出向者は、出向先の共済組合に加入するものとする。

2 出向者の雇用保険及び労災保険は、出向先で取り扱うものとする。

(例外事項の取扱い)

第14条 出向先又は本学の事情により、この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度、出向先と本学で協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日以前において本学への復帰を前提として他機関へ出向し、平成19年4月1日において引き続き他機関に在籍する者は、第2条に規定する転籍出向により出向しているものとみなす。